

様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	スカイプラザ浜大津のスタジオ等の使用の許可		
根拠法令名	大津市スカイプラザ浜大津条例	(条項) 第 5 条第 1 項	
基準法令名	大津市スカイプラザ浜大津条例 大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則	(条項) 第 5 条第 3 項 (条項) 第 4 条	
所管部署名	指定管理者: (株)ビー・ビー・シー・サービス (所管 市民部 文化・青少年課 文化振興係)		
標準処理期間	1 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>大津市スカイプラザ浜大津条例第 5 条第 3 項各号に規定する使用不許可の事由に該当しないことを基準とし、同項第 4 号に規定する「その他プラザの管理上支障があるとき。」とは、大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則第 4 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p> <p>[根拠法令等] 大津市スカイプラザ浜大津条例 (スタジオ等の使用の許可) 第 5 条 別表に掲げるスタジオ等の施設 (以下「スタジオ等」という。) を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。</p> <p>[基準法令等] 条例 第 5 条 3 次の各号のいずれかに該当するときは、スタジオ等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (3) スタジオ等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。 (4) その他プラザの管理上支障があるとき。</p>			

大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則
(入場者の遵守事項)

第4条 プラザの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プラザの施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又はき損しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 施設内で喫煙しないこと。
- (5) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。